

三重県歯科技工士修学資金修学生募集要項

三重県では、歯科技工士の人材確保の一環として、歯科技工学生に対する下記の修学資金貸与事業を行っています。

卒業後、三重県内で歯科技工士として就業する意思があり、貸与を希望される方は、下記の要領でご応募ください。

1 応募資格

次の各項目のすべてに該当する方

- (1) 歯科技工士法第14条第1号及び第2号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した養成所（以下「養成施設」という。）に在学している方
- (2) 卒業後、三重県内の指定機関において歯科技工士の業務に従事しようとする意思がある方

2 貸与の額

月額 36,000円

3 募集人数

3名（1年生：2名、2年生以上：1名）

4 貸与期間

貸与決定のときに定める月から、在学している養成施設を卒業する日の属する月まで（ただし、当該養成施設の修学年限に相当する月数を限度とします。）

5 修学資金の返還猶予

次の各号のいずれかに該当する場合は、その間返還を猶予します。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに引き続き三重県内の指定機関（下記「12」参照）において歯科技工の業務に従事しているとき又はさらに歯科技工士を養成する施設に在学しているとき。
- (2) 修学資金の貸与を取り消された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (3) 災害、疾病等やむを得ない事情があるとき。

6 修学資金の返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に免許を取得し、直ちに引き続き三重県内の指定機関（下記「12」参照）において、5年間歯科技工の業務に従事した場合は返還を全額免除します。

7 応募書類

(1) 歯科技工士修学資金貸与申請書〔第1号様式〕

連帯保証人は、原則として国内在住で、独立の生計を営む者2名を立ててください。

なお、申請者が未成年者の場合は、その法定代理人を含まなければなりません。

(2) 世帯の所得等に関する調書・世帯の所得等に関する調書（その2）

(3) 市町村の発行する所得証明書（同一生計世帯全員分、連帯保証人）※令和6年分の所得

(4) 住民票（同一生計世帯全員分）

(5) 本人確認書類（マイナンバーの記載のないもの）のコピー（連帯保証人のみ）

※運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）、パスポート等

(6) 在学する養成施設長の推薦書〔修学生推薦調書〕

8 応募書類の提出方法

在学している養成施設を経由し、令和7年6月30日（月）までに三重県医療保健部健康推進課健康対策班に提出してください。

9 貸与の決定

申請書を受理した後審査を行い、審査結果については各養成施設を経由して通知します。

応募者多数の場合は、世帯の合計所得額等により選考します。

10 貸与の取消し

各養成施設を退学したとき、学業成績が著しく不良になったと認められるとき等の場合には、修学資金の貸与が取り消されます。

11 提出書類の返還

提出書類は、貸与の審査結果にかかわらず、お返しできませんのでご了承ください。

12 指定機関

(1) 歯科技工士法第2条第3項に規定する歯科技工所で、法第21条第1項に規定する三重県知事又は四日市市長に届出のあるもの

(2) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、歯科技工所と同程度の構造設備を有する歯科技工室を設置し、かつ、歯科技工に係る実務経験を5年以上有する者が在籍する病院及び診療所で、県内にあるもの